

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	南島原市 健康管理システム 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南島原市は、健康管理システムにおける特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

南島原市長

## 公表日

令和4年6月24日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理
②事務の概要	南島原市では、健康増進法(平成14年法律第103号)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年8月17日法律第80号)に基づき公衆衛生の向上及び増進を行うとともに、あわせて市民の健康維持と現代病予防を目的とした業務を行っている。具体的には、 ①高齢者の医療の確保に関する法律による特定健診、特定保健指導に関する事務。 ②健康増進法による健康増進事業に関する事務。 ③特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ・健診の各種帳票の出力、受診、結果の記録管理、受診勧奨 ・各種訪問・相談記録等 ④その他 ・情報照会事務: 医療保険等給付関係情報、地方税関係情報及び住民票関係情報を他団体から入手する事務 ・集計・報告事務: 対象者・実施者の情報を集計し地域保健・健康増進事業報告書を作成し報告を行う事務
③システムの名称	健康管理システム、統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理住民情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 第9条(利用の範囲) 別表第一 項目の76
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第2の102の2 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令50条 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第2の102の2 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令50条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部健康づくり課
②所属長の役職名	健康づくり課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務秘書課、福祉保健部健康づくり課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	859-2211 長崎県南島原市西有家町里坊96番地2 総務部総務秘書課 ☎0957(73)6621 859-2412 長崎県南島原市南有馬町乙1023番地 福祉保健部健康づくり課 ☎0957(73)6641

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	5.②所属長	保険年金課長 浅田 邦治、健康対策課長 宮崎 祐治	保険年金課長 酒井 栄三、健康対策課長 福田 武久	事後	
平成28年4月1日	5.②所属長	健康対策課長 福田 武久	健康対策課長 山本 栄治	事後	
平成28年4月1日	4.①実施の有無	×	○	事前	
平成28年4月1日	4.②法令上の根拠		番号法第19条第7項、健康増進法第9条第1項	事前	
平成29年4月1日	8連絡先	総務部秘書広報課 ☎050(3381)5001 市民生活部保険年金課 ☎050(3381)5039 健康対策課☎050(3381)5141	総務部秘書広報課 ☎0957(73)6622 市民生活部保険年金課 ☎0957(73)6604 健康対策課 ☎0957(73)6643	事後	
平成29年4月1日	4.①実施の有無	1 実施する	3 未定	事後	
平成30年7月4日	1.③システムの名義	健康管理システム	健康管理システム、統合宛名システム	事後	
平成30年7月4日	5.②所属長の役職名	保険年金課長 酒井 栄三、健康対策課長 山本 栄治	保険年金課長、健康対策課長	事後	
平成31年4月1日	5.②所属長の役職名	保険年金課長 加島 正和、健康対策課長 永友 須美	保険年金課長、健康対策課長	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策	なし	新規記入	事後	シート追加による新規記載
平成31年4月1日	7.請求先	総務部秘書広報課、市民生活部保険年金課、健康対策課	総務部総務秘書課、市民生活部保険年金課、健康対策課	事後	
平成31年4月1日	8.連絡先	総務部秘書広報課 ☎0957(73)6622	総務部総務秘書課 ☎0957(73)6621	事後	
令和2年4月1日	5.①部署	市民生活部保険年金課、健康対策課	健康づくり課	事後	
令和2年4月1日	5.②所属長の役職名	保険年金課長、健康対策課長	健康づくり課長	事後	
令和2年4月1日	8.連絡先	総務部総務秘書課 市民生活部保険年金課	総務部総務秘書課 市民生活部健康づくり課	事後	
令和3年4月1日	8.連絡先	〒859-2211 長崎県南島原市西有家町里坊96番地2 総務部総務秘書課 ☎0957(73)6621 健康づくり課 ☎0957(73)6641	859-2211 長崎県南島原市西有家町里坊96番地2 総務秘書課 ☎0957(73)6621 859-2412 長崎県南島原市南有馬町乙1023番地	事後	
令和3年6月21日	1.4.②法令上の根拠	番号法第19条第7項	番号法第19条第8号	事後	
令和4年6月24日	1.4.①実施の有無	未定	実施	事後	
令和4年6月24日	1.5.②法令上の根拠	番号法第19条第8号、健康増進法第9条第1項	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第2の102の2 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令50条 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第2の102の2 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令50条	事後	
令和4年6月24日	5.①担当部署	健康づくり課	福祉保健部健康づくり課	事後	体裁調整
令和4年6月24日	7.請求先	総務秘書課、健康づくり課	総務部総務秘書課、福祉保健部健康づくり課	事後	体裁調整
令和4年6月24日	8.連絡先	859-2211 長崎県南島原市西有家町里坊96番地2 総務秘書課 ☎0957(73)6621 859-2412 長崎県南島原市南有馬町乙1023番地 健康づくり課 ☎0957(73)6641	859-2211 長崎県南島原市西有家町里坊96番地2 総務部総務秘書課 ☎0957(73)6621 859-2412 長崎県南島原市南有馬町乙1023番地 福祉保健部健康づくり課 ☎0957(73)6641	事後	体裁調整
令和4年6月24日	IV.5特定個人情報の提供・移転	【○】提供・移転しない	【 】提供・移転しない 十分である	事後	
令和4年6月24日	IV.6情報提供ネットワークシステムとの接続	【○】接続しない(入手) 【○】接続しない(提供)	【 】接続しない(入手) 【 】接続しない(提供) 十分である	事後	